



平成26年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日	平成27年 1月 9日
法人名	社会福祉法人 さとに会
担当 (連絡先)	(電話 : 0857-28-4392) (FAX : 0857-30-0800) (mail : satoni@sage.ocn.ne.jp)

指 摘 事 項	是正又は改善状況	改善時期
平成25年4月から社会福祉法の改正により、貴法人の所轄庁が鳥取県から鳥取市に変更となったが、このことに関する定款変更がなされていないので、変更手続きを行うこと。	理事会で承認を得て今年度中に整備します。	26年度末
法人登記の資産総額の変更登記が平成26年9月3日登記となっていた。組合等登記令第6条第3項に基づき、資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2か月以内に行うこと。	来年度より適正に行います。	
<p>さとに保育園の小口現金出納帳に現金出納帳に記載すべき費目が記入されている。</p> <p>小口現金出納帳は、日々の常用雑費の支払いの為に使用するものであり、一方、現金出納帳は、法人が収受した金銭（利用者から徴収した利用料等）を金融機関に預け入れるまでの間、保管する為のものである。</p> <p>小口現金出納帳と現金出納帳を分けて作成すること。（貴法人経理規程第11条第2項）</p> <p>また、小口現金の限度額5万円を超えた事務処理がされているので、適切に管理、支出すること。</p>	経理規程に基づき、小口現金と現金出納帳を分けて作成します。	
さとに保育園の延長保育利用料金の金融機関への入金が1か月まとめて入金されている。貴法人経理規程第23条では、1週間以内に入金することとなっているので、改善されたい。	今後経理規程を見直しながら、現状では1週間以内に入金します。	